

検討課題—後見等関係事件—

第1 成年後見等関係事件

- ① 裁判所は、成年後見等（注1）に関する審判事件（三にあっては、後見等開始（注2）の審判事件を除く。）（注3）について、次のいずれかに該当するときは、管轄権を有するものとする。
- 一 成年被後見人等（注4）となるべき者又は成年被後見人等の住所又は居所が日本国内にあるとき
 - 二 成年被後見人等となるべき者又は成年被後見人等が日本人であるとき
 - 三 日本において成年被後見人等について後見等開始の審判があったとき
- ② 裁判所は、①の場合のほか、成年被後見人等である外国人の本国法によればその者について成年後見等が開始される場合であって、日本における成年後見等の事務を行う者がいないときは、成年後見等に関する審判事件（後見等開始の審判事件又は後見等開始の審判の取消しの審判事件を除く。）について、管轄権を有するものとする。

（注1）「成年後見等」とは、成年後見、保佐又は補助を指すものとする。

（注2）「後見等開始」とは、後見開始、保佐開始又は補助開始を指すものとする。

（注3）単位事件類型としての「成年後見等に関する審判事件」とは、後見等開始の審判事件（後見開始、保佐開始及び補助開始の各審判事件。家事事件手続法別表第1の1の項、17の項及び36の項。）、後見等開始の審判の取消しの審判事件（後見開始の審判の取消し、保佐開始の審判の取消し及び補助開始の審判の取消しの各審判事件。同法別表第1の2の項、20の項及び39の項。）並びに次のカッコ内の各審判事件（成年後見人の選任、成年後見人の辞任についての許可、成年後見人の解任、成年後見監督人の選任、成年後見監督人の辞任についての許可、成年後見監督人の解任、成年後見に関する財産の目録の作成の期間の伸長、成年後見人又は成年後見監督人の権限の行使についての定め及びその取消し、成年被後見人の居住用不動産の処分についての許可、成年被後見人に関する特別代理人の選任、成年後見人又は成年後見監督人に対する報酬の付与、成年後見の事務の監督、第三者が成年被後見人に与えた財産の管理に関する処分、成年後見に関する管理の計算の期間の伸長、保佐人の同意を得なけれ

ばならない行為の定め、保佐人の同意に代わる許可、保佐人の同意を得なければならない行為の定め、審判の取消し、保佐人の選任、保佐人の辞任についての許可、保佐人の解任、臨時保佐人の選任、保佐監督人の選任、保佐監督人の辞任についての許可、保佐監督人の解任、保佐人又は保佐監督人の権限の行使についての定め及びその取消し、被保佐人の居住用不動産の処分についての許可、保佐人又は保佐監督人に対する報酬の付与、保佐人に対する代理権の付与、保佐人に対する代理権の付与の審判の取消し、保佐の事務の監督、保佐に関する管理の計算の期間の伸長、補助人の同意を得なければならない行為の定め、補助人の同意に代わる許可、補助人の同意を得なければならない行為の定め、審判の取消し、補助人の選任、補助人の辞任についての許可、補助人の解任、臨時補助人の選任、補助監督人の選任、補助監督人の辞任についての許可、補助監督人の解任、補助人又は補助監督人の権限の行使についての定め及びその取消し、被補助人の居住用不動産の処分についての許可、補助人又は補助監督人に対する報酬の付与、補助人に対する代理権の付与、補助人に対する代理権の付与の審判の取消し、補助の事務の監督並びに補助に関する管理の計算の期間の伸長の各審判事件。同法別表第1の3の項から16の項まで、18の項、19の項、21の項から35の項まで、37の項、38の項及び40の項から54の項まで。これらは、後見等開始の審判により行為能力を制限された者を保護するための措置ということができ、以下、便宜上、「保護措置に関する審判事件」という。)をいう。なお、本部会資料において、家事事件手続法等国内法の規定を引用して説明することがあるが、外国法において当該事件類型に相当するものと解されるものを含む趣旨である。

(注4)「成年被後見人等」とは、成年被後見人、被保佐人又は被補助人を指すものとする。

(補足説明)

1 法の適用に関する通則法における規律

(1) 後見等開始の審判事件の国際裁判管轄

ア 法制審議会国際私法(現代化関係)部会における議論等

成年被後見人の[常居所地国/住所地国]又は居所地国管轄を認めることに異論はなかったが、本国管轄及び財産所在地国管轄の採否について意見の対立があったことから、国際私法の現代化に関する要綱中間試案では、下記のA案、B案及びC案が併記された。

国際私法の現代化に関する要綱中間試案第2

1 後見開始の審判等の国際裁判管轄

裁判所は、以下の場合(B案及びC案においては、いずれかの場合)には、

後見開始の審判をすることができるものとする。

A案

成年被後見人が日本に〔常居所／住所〕又は居所を有する場合

B案

① 成年被後見人が日本に〔常居所／住所〕又は居所を有する場合

② 成年被後見人の財産が日本に所在する場合

C案

① 成年被後見人が日本に〔常居所／住所〕又は居所を有する場合

② 成年被後見人が日本の国籍を有する場合

③ 成年被後見人の財産が日本に所在する場合

その後の検討の結果、外国に居住する日本人については、司法共助や現地駐在の領事の協力を得て手続を行うなどの可能性があり、成年被後見人の精神状況を把握する手続も不可能ではないことが認識されたものの、財産所在地国管轄についての意見の対立は解消せず、結局、成年被後見人が日本に住所又は居所を有する場合及び成年被後見人が日本の国籍を有する場合に、わが国の国際裁判管轄を認めることで意見が取りまとめられた。

イ 通則法第5条

法例第4条は、第1項において、後見開始の審判の原因については成年被後見人の本国法、審判の効力については審判をした国の法によるとし、第2項において、日本に住所又は居所を有する外国人についてはわが国の裁判所が審判をすることができるものの、その原因については成年被後見人の本国法に加えて日本法を累積的に適用するものとし、第5条でこれらの規律を保佐開始及び補助開始の審判に準用していた。これらの規定には、後見開始の審判等の国際裁判管轄の問題と、その審判の原因及び効力の準拠法の問題が同時に定められていると解されていたところ、これらの問題について、その規律の内容を明確化し、かつ実効性のあるものとするため、通則法第5条において、国際裁判管轄については、わが国の裁判所は、成年被後見人等となるべき者が日本に住所若しくは居所を有する場合又は日本の国籍を有する場合に、後見開始の審判等を行うことができることを明確にするとともに、原因及び効力の準拠法については、いずれも日本法によることとした上、後見開始、保佐開始及び補助開始の審判を1つの条文で規律した。

(参照条文)

○ 法の適用に関する通則法

(後見開始の審判等)

第五条 裁判所は、成年被後見人、被保佐人又は被補助人となるべき者が日本に住所若しくは居所を有するとき又は日本の国籍を有するときは、日本法により、後見開始、保佐開始又は補助開始の審判（以下「後見開始の審判等」と総称する。）をすることができる。

(2) 保護措置に関する審判事件の国際裁判管轄

成年後見等の制度においては、裁判所等の公的機関が要保護者に対する各種の保護措置を取ることを通じて関与することが多く、保護措置に関する審判事件についての国際裁判管轄が問題となるところ、法制審議会国際私法（現代化関係）部会においては、当該事件、すなわち保護措置に関する審判事件の国際裁判管轄についての規定を設けるか否かも含め、具体的には以下のような規律を設けるべきか否かについて、検討が行われた。

我が国の裁判所は、以下のいずれかの場合に、後見人選任等の手続を行うことができる。

- 1 被後見人等が日本に〔常居所／住所〕を有しているとき
- 2 被後見人等が日本国民であるとき
- 3 日本に被後見人等の財産があるときその他被後見人の保護のために必要があるとき

学説上は、法例第 24 条の規定は、第 4 条や第 6 条の規定と異なり、後見等に関する審判の国際裁判管轄については規律しておらず、後見等の準拠法についてのみ規律するものであると解されていた（ただし、起草者は、法例第 24 条第 2 項（平成元年改正前の法例第 23 条第 2 項）の規定は、外国人の後見に関する国際裁判管轄についても規定するものであると解していたとする説明もみられた。）。そうすると、通則法制定時、保護措置に関する審判事件の国際裁判管轄についての規定を設けるといふことは、法例には存在しない規定を新設するものであり、その際には、保護措置に関する審判事件のみならず、その他の非訟事件、人事訴訟事件や民事訴訟事件一般の国際裁判管轄の規律をも視野において包括的な検討を行うことが必要となると考えられたが、諸般の事情を踏まえ、結

論的には、国際裁判管轄については、法例においてその規定されていると解釈されているものを除き、検討の対象とはしないこととされた。したがって、現行の通則法のもとでは、保護措置に関する審判事件の国際裁判管轄については、規定が設けられておらず解釈に委ねられている。

2 単位事件類型

通則法においては、後見等開始の審判事件の国際裁判管轄についてのみ明文の規定が置かれているが、成年後見等については、後見等開始による行為能力の制限と保護措置とは密接な関連を有しており、後見等開始の審判事件についてのみわが国の管轄権が認められ、保護措置に関する審判事件についてはわが国に管轄権が存しないような事態又はその逆の事態が生ずるのは相当でないと考えられる。

そこで、保護措置に関する審判事件についても新たに国際裁判管轄の明文の規定を設けることを前提に、後見等開始の審判事件と同一の単位事件類型に含め、具体的には、前記のとおり、「成年後見等に関する審判事件」との単位事件類型を提案している。

3 成年被後見人等となるべき者又は成年被後見人等の住所又は居所

(1) 学説・外国等の法制

成年後見等に関する審判事件について、成年被後見人等となるべき者又は成年被後見人等（以下、第1において「本人」ということがある。）の住所又は居所を管轄原因とすることにつき、これを否定する見解は見当たらない。

なお、外国等の法制においては、本人の常居所を管轄原因と1つとするものが多い（別紙4-2参照）。

(2) 提案内容

後見等開始の審判による行為能力の制限が、成年被後見人等の保護という観点に加えて成年被後見人等と取引を行う第三者の保護という公益的な機能を有するものである点に鑑みると、成年被後見人等がわが国に住所又は居所を有している場合については、わが国の裁判所が国際裁判管轄を有すべきものと考えられる。また、後見等開始の審判事件については、国内土地管轄が、成年被後見人等となるべき者の住所地を管轄する家庭裁判所の管轄に属するものとされているところ（家事事件手続法第117条第1項、第128条第1項、第136条第1項）、成年被後見人等の住所又は居所を国際裁判管轄の管轄原因とすることは、当該国内土地管轄

の規律と整合的である。

そこで、本文の①の一においては、通則法第5条の規定内容のうち国際裁判管轄に係る規律を含め、成年後見等に関する審判事件について、成年被後見人等となるべき者又は成年被後見人等の住所又は居所を管轄原因とすることを提案している。

4 成年被後見人等となるべき者又は成年被後見人等の国籍

(1) 学説・外国等の法制

いわゆる本国管轄については、これを肯定すべきとする見解がある一方で、成年後見等の属地的機能や実効性の観点から、これを認める必要はないとする見解がある。

なお、外国等の法制においては、何らかの形で本人の国籍を管轄原因とするものが多いものと考えられる（別紙4-2参照）。

(2) 提案内容

日本国外に居住している日本人であっても、わが国に財産を有し、親族がわが国に居住するなど、わが国においてその者及び利害関係人の保護を考慮する必要がある場合があり得る。また、日本国外に居住している日本人についても常に後見等開始の審判を経た上で成年後見人等を選任・監督することができれば、在外日本人の保護に資すると考えることができる。そして、外国に居住する日本人に対して後見等開始の審判を行う場合には、外国に居住する要保護者に対する陳述の聴取や鑑定の実施について、要保護者が一時的にわが国に帰国した際に実施するほか、司法共助等を得て手続を行うことなどの方法をとることも考えられるところである。

以上の点に鑑みると、外国に居住する日本人について、わが国の裁判所の国際裁判管轄権を認めることが適切であると思われることから、本文の①の二は、通則法第5条の規定内容のうち国際裁判管轄に係る規律を含め、成年後見等に関する審判事件について、本国管轄を認めることを提案している。

5 日本において後見等開始の審判があったこと

(1) 学説

後見等開始の審判の取消しの審判事件の国際裁判管轄については一般に後見等開始の審判を行った国にあると解されており、これに反対する学説は見当たらない。

(2) 提案内容

保護措置に関する審判事件は後見等開始の審判と密接な関係を有しており、通則法第 35 条第 2 項第 2 号の定め（「後見開始の審判等があったとき」）もそのような趣旨に基づくものと解される。また、成年後見等に関する審判事件の国内土地管轄については、後見等開始の審判をした家庭裁判所（抗告裁判所が後見開始の審判等をした場合にあっては、その第一審裁判所である家庭裁判所）が管轄権を有し（家事事件手続法第 117 条第 2 項本文、第 128 条第 2 項本文、第 136 条第 2 項本文）、後見等開始の審判事件が家庭裁判所に係属しているときは、その家庭裁判所が管轄権を有することとされているところ（上記各項ただし書）、これは、成年後見等に関する審判事件については、後見等開始の審判をした裁判所が判断をするにふさわしいと考えられたことによるものと考えられ、この趣旨は国際裁判管轄においても当てはまる。

そこで、本文の①の三は、わが国において後見等開始の審判があったことを、成年後見等に関する審判事件に含まれる事件のうち後見等開始の審判を除く事件の管轄原因とすることを提案している。

(参照条文)

○ 法の適用に関する通則法

(後見等)

第三十五条 後見、保佐又は補助（以下「後見等」と総称する。）は、被後見人、被保佐人又は被補助人（次項において「被後見人等」と総称する。）の本国法による。

2 前項の規定にかかわらず、外国人が被後見人等である場合であつて、次に掲げるときは、後見人、保佐人又は補助人の選任の審判その他の後見等に関する審判については、日本法による。

一 (略)

二 日本において当該外国人について後見開始の審判等があったとき。

6 本人の財産の所在地

(1) 学説・外国等の法制

本人の財産の所在地を管轄原因とすることについては、成年被後見人等の財産がわが国に所在する場合に、当該財産の管理・処分をする必要性から、これを肯定する見解が考えられる。

なお、外国等の法制においては、本人の財産の所在地を管轄原因とし

ているものがある（別紙４－２参照）。

(2) 提案内容

本人の財産の所在地を管轄原因とすると、本人の財産が所在するわが国で後見人と取引をしたい第三者の便宜を満たすことができ、また、例えば、成年被後見人が外国にいる場合にわが国に所在するその財産を後見人が管理して収益を上げることが可能となるなど、本人の保護に資するといった利点があると考えられるが、他方で、特定の財産処分の場合における第三者の取引の便宜を考慮することが適切であるか疑問があり、また、少額の財産しか所在しない場合にも管轄が認められることになり過剰管轄となる場合があり得るなどの問題点を指摘することもできる。通則法制定時も、本人の財産所在地管轄については、その採否につき法制審議会において議論がまとまらず、規律が設けられなかった経緯がある（前記１（１）ア参照）（注）。

本人の財産所在地管轄については、通則法第５条と同様に、これを認めないとすることでよいか。

（注）例えば、外国人がわが国に住所又は居所を有しないがその財産がわが国に所在する場合であって、①本国において後見等開始の決定がされている（又は後見等開始原因がある）が、わが国における後見等の事務を行う者がいないとき、又は②本国において後見等開始の決定がされており（又は後見等開始原因があり）、後見人等が選任され、その後見人等がわが国にある財産を処分しようとしたが、裁判所の許可等が必要などきについては、被後見人等の財産の管理・保護を図る観点から、当該財産についてわが国の管轄権を認めることが相当とも考えることもできる。

しかしながら、外国における保護措置の効力がわが国において承認され得ることを前提とすれば、上記②のような場合に当該財産の処分に関する後見人等の権限を本国において追完し、その権限を行使すれば足りるとも考えられるし、緊急管轄の規定によって被後見人等の保護を図ることも考えられ、財産所在地国管轄を認めなければ必ずしも本人の保護を図ることができないというわけでもない。

7 本人保護の必要性を考慮した管轄原因

国際裁判管轄の規定に、本人の住所若しくは居所又は国籍を管轄原因とすることのみによっては反映させることのできない本人の保護の必要性を考慮した管轄原因を設ける必要があると考えることもでき、そのような見地から、本文の②においては、例えば、わが国に住所も居所もないが所有

する財産が所在する外国人について、本国で後見開始の審判がされ、わが国に所在する財産を管理する人がいない場合にも例外的に日本法による保護措置をとることを可能にしている通則法第35条第2項第1号の規定を踏まえ、成年後見等に関する審判事件（後見等開始の審判事件又は後見等開始の審判の取消しの審判事件を除く。）について、本文の①の一ないし三のほかに、成年被後見人等である外国人の本国法によればその者について成年後見等が開始する原因がある場合であって、わが国における成年後見等の事務を行う者がいないときは、管轄権を有するものとするを提案している。このような規律の要否及び設ける場合の具体的な規律の在り方につき、どのように考えるか。

(参照条文)

○ 法の適用に関する通則法

(後見等)

第三十五条 後見，保佐又は補助（以下「後見等」と総称する。）は，被後見人，被保佐人又は被補助人（次項において「被後見人等」と総称する。）の本国法による。

2 前項の規定にかかわらず，外国人が被後見人等である場合であって，次に掲げるときは，後見人，保佐人又は補助人の選任の審判その他の後見等に関する審判については，日本法による。

一 当該外国人の本国法によればその者について後見等が開始する原因がある場合であって，日本における後見等の事務を行う者がいないとき。

二 (略)

8 通則法第5条の改正

現行法上、後見等開始の審判事件の国際裁判管轄については、通則法第5条において規定されているが、本文のように、通則法とは別に、新たに後見等開始の審判事件に係る国際裁判管轄に関する規律を設ける場合、通則法第5条の内容を、後見等開始の審判の準拠法は法廷地法となることのみを定める内容に改めることが考えられる。

同条の「審判」は、わが国の裁判所が行うもののみを想定しているものと解されることから、同条については、「第5条 後見開始，保佐開始又は補助開始の審判は，法廷地法である日本法による。」などと改めることが考えられるが、どうか。

9 外国でされた後見等開始の裁判の承認と保護措置及び後見等開始の審判

の取消しの審判事件の国際裁判管轄との関係

外国でされた後見等開始の裁判をわが国において承認することを否定する見解に立つと、保護措置及び後見等開始の審判の取消しは、もっぱらわが国で後見等開始の審判がされた事件に関するものに限られ、わが国において後見等開始の審判があったこと（本文の①の三）を管轄原因とすれば足りる。他方で、上記承認を肯定する見解に立つと、外国における後見等開始の裁判を前提とした保護措置に関する審判事件について、本人の住所若しくは居所（本文の①の一）又は国籍（本文の①の二）を管轄原因としてわが国の裁判所の管轄権を認める実益がある。

本文の①は、外国でされた後見等開始の裁判の承認を前提とする提案であるが、外国でされた後見等開始の裁判の承認を前提に日本法で保護措置をとることができるかどうかについては、解釈に委ねられている。通則法第35条第2項が外国法に基づく後見開始を前提に日本法で保護措置をとることができることを前提としているものと解釈することも可能であると解されるが、上記問題や管轄原因の規律の在り方についてどのように考えるか。

第2 未成年後見関係事件

- ① 裁判所は、未成年後見に関する審判事件（注）について、次のいずれかに該当するときは、管轄権を有するものとする。
 - 一 未成年被後見人の住所又は居所が日本国内にあるとき
 - 二 未成年被後見人が日本人であるとき
 - 三 日本において未成年後見人の選任の審判があったとき
- ② 裁判所は、①の場合のほか、未成年被後見人である外国人の本国法によればその者について未成年後見が開始する原因がある場合であって、日本における未成年後見の事務を行う者がいないときは、未成年後見に関する審判事件について、管轄権を有するものとする。

（注）単位事件類型としての「未成年後見に関する審判事件」とは、養子の離縁後に未成年後見人となるべき者の選任、未成年後見人の選任、未成年後見人の辞任についての許可、未成年後見人の解任、未成年後見監督人の選任、未成年後見監督人の辞任についての許可、未成年後見監督人の解任、未成年後見に関する財産の目録の作成の期間の伸長、未成年後見人又は未成年後見監督人の権限の行使についての定め及びその取消し、未成年被後見人に関する特別代理人の選任、未成年後見人又は未成年後見監

督人に対する報酬の付与，未成年後見の事務の監督，第三者が未成年被後見人に与えた財産の管理に関する処分並びに未成年後見に関する管理の計算の期間の伸長の各審判事件（家事事件手続法別表第1の70の項から83の項まで）をいう。

（補足説明）

1 単位事件類型

後見人又は後見監督人の選任・解任等の保護措置に着目すれば，成年後見と未成年後見との間に特に差異はないとも考えられ，法制的には，成年後見等に関する審判事件及び未成年後見に関する審判事件の国際裁判管轄に係る各規律を統合することも考えられる。しかし，一般的には，成年後見等が，裁判所等の公的機関の判断によって初めて後見等が開始され，財産管理を中心とする制度であるのに対し，未成年後見は，法律上の要件を充足すれば後見が開始され，親権との連続性の観点から未成年被後見人の身上監護に重点が置かれることが多く，両者の性質には差異があるということができる。

そこで，前記のとおり，未成年後見に関する審判事件の国際裁判管轄について，成年後見等に関する審判事件の国際裁判管轄とは別に規律を設けることを前提として，単位事件類型として，「未成年後見に関する審判事件」を提案している（注）。

（注）未成年後見については，外国の法制を参考に，未成年子の監護の態様の一つとしてむしろ監護関係事件の単位事件類型（「子の監護又は親権に関する審判事件」）に含めて考えるべきとする見解があるところ，このような見解も踏まえるとして，未成年後見関係事件の単位事件類型についてどのように考えるべきか（なお，子の監護又は親権に関する審判事件の管轄原因との関係については，後記6を参照。）。

2 未成年被後見人の住所若しくは居所又は国籍

(1) 学説・外国等の法制

学説は，本国管轄について未成年者保護を理由にこれを認めるものや，未成年後見については，その必要が生じた場合に限り，本国やその財産の所在地に例外的に管轄権を認めるものなど，成年後見とは異なる視点に立つ見解がある。

なお，外国等の法制においては，未成年者の常居所や国籍を管轄原因とするものが多い（別紙4－2参照）。

(2) 提案内容

未成年後見に関する審判事件の国際裁判管轄については、基本的には、成年後見等に関する審判事件の国際裁判管轄の管轄原因に関する議論が妥当すると考えられること、外国居住の日本人である未成年者の保護が強く要請されること等から、未成年被後見人の住所若しくは居所（本文の1の①）又は国籍（本文の1の②）を管轄原因とする旨の規律を提案している。この提案は、未成年後見に関する審判事件の国内土地管轄が、未成年被後見人の住所地を管轄する家庭裁判所の管轄に属するものとされていること（家事事件手続法第176条）と整合的でもあるが、本国管轄についてはどのように考えるか。

3 未成年被後見人の財産の所在地

(1) 学説・外国等の法制

未成年被後見人の財産の所在地に国際裁判管轄を認める見解がある。

なお、外国等の法制においては、未成年者の財産所在地を管轄原因とするものがある（別紙4-2参照）。

(2) 提案内容

未成年被後見人の財産所在地管轄については、過剰管轄となるおそれ等、成年後見等に関する審判事件の国際裁判管轄における議論が未成年後見に関する審判事件においても妥当と考えられること、未成年後見の場合には、成年後見等の場合とは異なり、未成年被後見人の財産管理よりも身上監護に重点が置かれるべきであり、成年後見等の場合と比べ財産所在地管轄を認める必要性がより低いといえることから、これを認める規律の提案はしていない。

4 未成年後見人選任の審判があったこと

未成年後見に関する審判事件の管轄原因に関しては、仮に、未成年被後見人の住所若しくは居所又は国籍（前記2）のほかに「日本において後見人選任の審判があったこと」を管轄原因とする規律を設けないこととした場合、当該未成年被後見人の住所又は居所がわが国になく、かつ、当該未成年被後見人が日本人でない場合、当該未成年後見人の解任や当該未成年後見人に対する報酬の付与等について、わが国の裁判所が管轄権を有しないこととなるおそれが生じる。しかし、このような事態は未成年後見制度の実効性を阻害するものであり相当ではないと考えることができる。

そこで、本文の①の三は、「日本において未成年後見人の選任の審判があったこと」を管轄原因として提案しているが、この管轄原因についてどの

ように考えるか。

5 未成年被後見人の保護の必要性を考慮した管轄原因

未成年後見に関する審判事件についても、成年後見等に関する審判事件と同じく、国際裁判管轄の規定に未成年被後見人の住所若しくは居所又は国籍を管轄原因とすることのみによっては反映させることのできない未成年被後見人の保護の必要性を考慮した管轄原因を設ける必要があると考えることができ、また、成年者とは異なる未成年者の保護という未成年後見特有の考慮も必要となるものと思われ、そのような見地から、本文の②においては、前記第1の成年後見等に関する審判事件における本文の②と同様の規律を設けることを提案している。このような規律の要否及び設ける場合の具体的な規律の在り方につき、どのように考えるか。

6 子の監護又は親権に関する審判事件の管轄原因との関係

親権等喪失の審判事件を含む単位事件類型である「子の監護又は親権に関する審判事件」の国際裁判管轄については、子の住所を管轄原因とする規律を提案しているところである（部会資料3-2の第1参照）。

ところで、親権喪失等の審判がされた場合には、直ちに未成年後見人を選任する必要がある、「子の監護又は親権に関する審判事件」の国際裁判管轄と、未成年後見に関する審判事件の国際裁判管轄との間の整合性が問題となり得るところ、本文の内容は、前者における管轄原因が、後者における管轄原因を含むものであることから、特段問題はないものと考えられることができる。

第3 任意後見関係事件

裁判所は、任意後見に関する審判事件（注）について、次のいずれかに該当するときは、管轄権を有するものとする。

- 一 本人（任意後見契約の委任者をいう。以下同じ。）の住所又は居所が日本国内にあるとき
- 二 本人が日本人であるとき

（注）単位事件類型としての「任意後見に関する審判事件」とは、任意後見契約の効力を発生させるための任意後見監督人の選任、任意後見監督人が欠けた場合における任意後見監督人の選任、任意後見監督人を更に選任する場合における任意後見監督人の

選任，後見開始の審判等の取消し，任意後見監督人の職務に関する処分，任意後見監督人の辞任についての許可，任意後見監督人の解任，任意後見監督人の権限の行使についての定め及びその取消し，任意後見監督人に対する報酬の付与，任意後見人の解任並びに任意後見契約の解除についての許可の各審判事件（家事事件手続法別表第1の111の項から121の項まで）をいう。

（参考）任意後見の準拠法については，明文の規定はなく解釈に委ねられており，①通則法第5条及び第35条の類推適用によるとする見解，②任意後見の成立及び効力は通則法第7条ないし第9条，方式は第10条によるとする見解，③任意後見の成立及び効力は通則法第35条，方式は第34条によるとする見解などがある。

（補足説明）

1 単位事件類型

わが国の任意後見契約に関する法律（以下「任意後見契約法」という。）で定められている任意後見制度は，判断能力が不十分な状況において後見的役割を有する者との事前の任意後見契約によって，その事務内容を定めおき，判断能力が不十分な状況になった場合には，家庭裁判所で選任する任意後見監督人の監督を通して，受任者による契約内容の遂行を確実にしめるという制度であり，法定後見（わが国においては成年後見及び未成年後見がこれに当たる。以下同じ。）と同様，本人保護と取引安全の確保の双方を目的としていると考えられるが，委任契約の一類型を基礎としている点で法定後見と大きく異なっている。このような任意後見契約法で定められている任意後見制度に類する制度を有する外国も存在するところ，一般に，委任者による代理権授与行為を基礎とした任意後見は，裁判所等の公的機関が法令に基づいて後見人等を選任する法定後見とはその性質が異なるものといえることができる。このような違いを踏まえ，前記提案は，任意後見について独立の単位事件類型を設定し，法定後見とは別個に国際裁判管轄の規律を設けることを前提とし，前記のとおり，単位事件類型として，「任意後見に関する審判事件」を提案している。

（参考）

○ 任意後見契約に関する法律

（定義）

第二条 この法律において，次の各号に掲げる用語の意義は，当該各号の定めるところによる。

一 任意後見契約 委任者が，受任者に対し，精神上の障害により事理を弁識

する能力が不十分な状況における自己の生活、療養看護及び財産の管理に関する事務の全部又は一部を委託し、その委託に係る事務について代理権を付与する委任契約であって、第四条第一項の規定により任意後見監督人が選任された時からその効力を生ずる旨の定めのあるものをいう。

二ないし四（略）

もつとも、任意後見関係事件については、独立の単位事件類型を設定して国際裁判管轄の規律を設けている外国等の法制は見当たらないこと、わが国において任意後見に関する審判事件の国際裁判管轄が問題となった事例が見当たらないこと等を考慮すると、独立の単位事件類型を設定する必要性には疑問があるということもでき、特に規律を設けないこととすることも考えられるところ、任意後見関係事件の国際裁判管轄について規律を設けることについて、どのように考えるか。

2 本人の住所地若しくは居所地又は国籍国

(1) 学説

任意後見制度は、法定後見とは異なり、委任者である本人から受任者である後見人への代理権付与の契約を基礎とする制度であり、その契約の当事者が社会生活を営む場所において、裁判所の関与が必要とされることが多いと考えられるとして、本人又は代理権を授与された者の居住地国や本人の国籍国に国際裁判管轄を認める見解がある。

(2) 提案内容

本文の一及び二は、本人及び利害関係人の保護の見地、また、任意後見制度が本人の自己決定権を尊重した制度であり、日本法では原則として法定後見に優先するとされていること（任意後見契約法第10条第1項参照）を踏まえ、成年後見等に関する審判事件の国際裁判管轄の規律の提案の本文に倣い、本人の住所地若しくは居所地又は国籍国に国際裁判管轄を認める規律を提案している。

（参照条文）

○ 任意後見契約に関する法律

（後見、保佐及び補助との関係）

第十条 任意後見契約が登記されている場合には、家庭裁判所は、本人の利益のため特に必要があると認めるときに限り、後見開始の審判等を行うことができる。

3 わが国において任意後見契約の登記がされている場合

任意後見契約法に基づく任意後見契約の場合、本人及び取引の相手方の保護の見地から、嘱託又は申請により、法務局において登記がされる所（後見登記等に関する法律参照）、わが国において登記がされている任意後見契約については、当該任意後見契約の当事者に、わが国の任意後見制度を利用する意思があり、そのような当事者の意思を尊重するとともに本人及び取引の相手方の保護を図る必要があると考えることができる。

しかし、わが国において上記のような任意後見契約の登記がされているとしても、本人（任意後見契約法第2条第2号）、任意後見受任者（同条第3号）又は任意後見人（同条第4号）のいずれの住所又は居所も日本国内になく、かつ、本人が日本人でない場合については、任意後見に関する審判事件の国際裁判管轄をわが国に認めるべき場合を想定しがたいとも考えられる。

そこで、本文の一において本人の住所地又は居所地を管轄原因とする旨の提案をしていることを踏まえ、これに付加して、渉外的な要素のある家事事件手続法別表第1の111の項から121の項までに定める審判事件については、「わが国で任意後見契約の登記がされている場合であり、かつ、任意後見受任者又は任意後見人の住所又は居所が日本国内にあるとき」に、わが国の管轄を認める規律を設けることが考えられる。このような規律を設けることにつきどのように考えるか（注）。

（注）後見等開始の審判の国際裁判管轄に関する議論と同様、外国にいる本人の精神の状況の調査が困難であるとの批判があり得るところ、この点については、前記第1の4を参照。また、登記された任意後見契約の本人が外国に居住する場合には、任意後見による保護は期待できず、必要に応じて法定後見の制度における保護を行えば足りるとの批判も考えられるが、わが国の任意後見制度は、本人の自己決定を尊重した制度であり、原則として法定後見よりも優先することとされていることを考慮すれば、本人が外国に居住していることをもって任意後見に関するわが国の裁判管轄を否定することは相当ではないとの反論がある。

4 受任者（注）の住所地又は居所地

（注）「受任者」とは、任意後見契約法に基づく任意後見契約の場合は、任意後見受任者（任意後見契約法第2条第3号）及び任意後見人（同条第4号）を指す。

(1) 学説

代理権を授与された者の居住地に国際裁判管轄を認める見解がある(前記2(1)参照)。

(2) 提案内容

前記3の場合のほか、受任者の住所地又は居所地を管轄原因とすることについて検討するに、受任者の住所又は居所が外国にある場合は、(わが国の任意後見契約法に基づく任意後見の場合は、任意後見監督人の)任意後見人に対する実効的な監督が困難であるとも考えられることから、受任者の住所地又は居所地については、これを単独で管轄原因の1つとすることや、更には、管轄原因の必須の要素とする規律を設けることも考えられる。

しかし、受任者がわが国に住所又は居所を有しない場合であっても、任意後見人に対する監督がおよそ不可能というわけではないものと考えられる。また、任意後見と同じく本人保護を目的とする法定後見に関する事件の国際裁判管轄の規律の提案において、後見人の住所地又は居所地を、単独で管轄原因の1つとすることや管轄原因に必須の要素とする旨の提案はしていないところ(前記第1及び第2参照)、少なくともわが国の任意後見制度は、本人の自己決定を尊重した制度であり、原則として法定後見よりも優先することとされていることに鑑みると、任意後見に関する審判事件について、法定後見に関する審判事件の場合よりもわが国の国際裁判管轄が認められる場合を狭めるような限定をすることは適当ではないと考えることもできる。

そこで、受任者の住所地又は居所地については、前記3に係る場合を除き、これを単独で管轄原因の1つとはせず、管轄原因に必須の要素ともしないとするのでよいか。

5 本人の財産の所在地

(1) 学説

本人の財産の所在地に国際裁判管轄を認める見解が考えられる。

(2) 提案内容

任意後見における裁判所の関与が、本人の精神の状況を考慮しつつ、その財産を管理又は処分する代理権を授与された受任者を監督することに主眼が置かれていることに照らすと、財産所在地管轄を認める実益に

乏しいと考えることができる。また、財産所在地管轄を認めると過剰管轄となるおそれがあることなど、成年後見等に関する審判事件の国際裁判管轄における議論は任意後見に関する審判事件においても妥当する。

そこで、本人の財産の所在地を管轄原因とする規律の提案はしていないが、どのように考えるべきか。

成年後見等関係事件及び未成年後見関係事件の国際裁判管轄に関する外国等の法制

(注) 外国等の法制については、後見等開始の審判事件に相当する事件と保護措置に関する審判事件に相当する事件について、各別に国際裁判管轄の規律を設けているものは見当たらなかったため、両者を一括してまとめている。

第1 条約及びEU法

1 成年者の国際的保護に関する条約（2000年ハーグ成年者保護条約）

原則として、成年者（18歳に達した者。第2条第1項）が常居所を有する締約国の裁判所がその成年者の身上又は財産の保護措置についての管轄権を有することとされ（第5条第1項）、これに劣後する管轄原因として成年者の本国の管轄権（第7条）、更に劣後する管轄原因として成年者の財産所在地国の管轄（第9条）が定められている。

(注) 任意後見に関する国際裁判管轄の規律はないが、準拠法については、成年者が書面により本国法、かつての常居所地国法又は財産所在地国法（当該財産に関する事項に限る。）を指定した場合はその法律により、それ以外の場合は代理権授与行為時の成年者の常居所地国法によることとされ（第15条第1項・第2項）、代理権の行使の方法はその行使がされる国の法律によることとされている（同条第3項）。

2 親責任及び子の保護措置に関する管轄権、準拠法、承認、執行及び協力に関する条約（1996年ハーグ親責任条約）

原則として、子（18歳に達するまでの子。第2条）が常居所を有する締約国の裁判所がその子の身上又は財産の保護措置についての管轄権を有し（第5条第1項）、例外的に、子の本国、子の財産所在地国、子の両親の離婚管轄国又は子が実質的関連性を有する国の裁判所が管轄権を有する場合があることとされる（第8条）。

(注) 本条約における「親責任」とは、親権又はそれと類似の権利義務関係であって、子の身上又は財産に関する親、後見人又は他の法定代理人の権利義務を決定するものを含むものとされる（第1条第2項）。

3 未成年者の保護に関する官憲の管轄権及び準拠法に関する条約（1961年

ハーグ未成年者保護条約)

未成年者の身上又は財産の保護措置について、未成年者の常居所地国の機関（第1条）と未成年者の本国の機関の管轄（第4条第1項）が競合し、後者のとった保護措置が前者のとった保護措置に取って代わることとされる（第4条第4項）。

4 ブリュッセルⅡbis規則

いわゆる親責任事件（前記2（注）参照）に関し、①事件係属時の子の常居所地国の裁判所（第8条第1項）、②子の最上の利益に適う場合など一定の要件を満たす場合には離婚関係事件の管轄権を行使する締約国の裁判所（第12条第1項）、③①及び②の管轄原因がない場合には子が所在している締約国の裁判所（第13条第1項）が管轄権を有することとされる。

子の国籍は管轄原因とはされていない。

第2 各国の法制

1 ドイツ

(1) 成年者の世話事件

①本人がドイツ人である場合、②本人がドイツ国内に常居所地を有する場合又は③本人がドイツ裁判所による保護措置を必要とする場合には、ドイツの裁判所が管轄権を有することとされる（ドイツ家事事件及び非訟事件の手續に関する法律（FamFG）第104条）。

①から③までの管轄原因は、同等の選択的な管轄原因とされている。

（注1）ドイツが採用する「世話制度」は、我が国のように後見・保佐・補助といった類型化をせず、各人の判断能力に応じて一定範囲の事務について世話人に代理権や同意権を与える一元的法制である。

（注2）我が国の任意後見契約の制度は、世話に関する事前の代理権付与に類似しており、おそらくFamFG第104条によるものと解される。

(2) 未成年者の後見事件

①子がドイツ人である場合、②子がドイツ国内に常居所を有する場合又は③子がドイツ裁判所による保護措置を必要とする場合には、ドイツの裁判所が管轄権を有することとされる（FamFG第99条第1項）。

①から③までの管轄原因は、同等の選択的な管轄原因とされている。

2 オーストリア

成年後見事件・未成年後見事件とも、①未成年者又は要保護者がオーストリア国籍を有する場合、②未成年者又は要保護者がオーストリアに常居所を有し、若しくは緊急の措置が問題となる場合は少なくとも国内に居所を有するとき又は③未成年者又は要保護者がオーストリアに財産を有し、それに関する措置が問題となっている場合には、オーストリアの裁判所が管轄権を有することとされる（オーストリア裁判管轄法（JN）第110条）。

3 スイス

(1) 成年後見事件

2000年ハーグ成年者保護条約によって判断され（スイス国際私法（IPRG）第85条第2項）、事件本人がスイスに常居所を有する場合（常居所が不明の場合は事件本人がスイスに現在するとき）に、スイスの裁判所が管轄権を有することとされている。

また、事件本人及びその財産の保護のために必要な場合には、スイスの裁判所に特別の緊急管轄が認められる（同条第3項）。

(2) 未成年後見事件

子の身上監護及び財産管理の保護のための措置についての国際裁判管轄権は、1996年ハーグ親責任条約によって判断され（IPRG第85条第1項）、子がスイスに常居所を有する場合（常居所が不明の場合は子がスイスに現在するとき）には、スイスの裁判所が管轄権を有することとされている。

また、子及びその財産の保護のために必要な場合には、スイスの裁判所に特別の緊急管轄が認められる（同条第3項）。

4 フランス

国際裁判管轄に関する個別の立法はないが、フランス新民事訴訟法典（N CPC）の国内土地管轄規定の転用又はフランス民法典の規定により、被後見人がフランスに所在する場合又はフランス国民である場合には、フランスの裁判所が管轄権を有することとされている。

5 英国

(1) 成年後見事件

イングランド及びウェールズにおいて、2000年ハーグ成年者保護条約の国内実施が認められている（精神能力法（Mental Capacity Act）第63条）。具体的には、原則として、①対象者がイングランド又はウェールズに居住している場合、②対象者の財産がイングランド又はウェールズ

に所在する場合，③緊急の場合には対象者がイングランド又はウェールズに所在しているか財産を所有しているとき，④対象者に関しイングランド又はウェールズに与える影響が一時かつ限定的な保護措置が提案される場合には対象者がイングランドに所在しているときには，イングランド又はウェールズの裁判所が管轄権を有することとされる（附則第7条第1項）。

また，対象者が英国国民で，スコットランド又は北アイルランドよりもイングランド又はウェールズに密接な関係を有し，上記①から④までの場合に該当するときにも，イングランド又はウェールズの裁判所は管轄権を有することとされる（附則第8条第2項）。

(2) 子の後見人選任事件

子が英国国民である場合又はイングランドに所在し，若しくは常居所を有する場合には，イングランドの裁判所が管轄権を有するものと解される。

6 米国

(1) 成年後見事件

ほとんどのケースにおいて，被後見人の福祉に最も関連の強い州の裁判所が管轄権を行使すべきであるとして，当該被後見人のドミサイルが管轄原因とされる。ただし，保護を有する無能力者に対しては，その所在地を問うことなく後見人を任命することができる。

(注) カリフォルニア州においては，同州の居住者のための後見手続の開始に関しては，①被後見人とされる者の居住地，②被後見人とされる者の最善の利益となるその他の地が適切なカウンティとされ，同州の非居住者の場合は，①被後見人とされる者が一時的に生活をしている地，②その者の最善の利益となるその他の地が適切なカウンティとされる。

(2) 未成年後見事件

統一子監護事件管轄及び執行法（UCCJEA）が適用されるものと思われるところ，同法によれば，①子のホームステイト管轄権，②重要な関連性に基づく管轄権，③より適切な法廷地に基づく管轄権，④Vacuum jurisdiction（①から③までの管轄原因がいずれの州にも認められない場合の空白を埋める管轄権）が管轄原因となり，子の遺棄や虐待等の場合における仮の緊急的な管轄権も認められる。

また，同法に従って管轄権を行使して最初の命令を下した裁判所は，

原則として、その命令を変更するための排他的かつ継続的な管轄権を有する。

(注) カリフォルニア州においては、被後見人とされる者及び後見人とされる者が手続開始の直前連続して6か月以上居住する地（未成年者が6か月未満の場合はその誕生から居住していた地）が適切なカウンティとされる。ただし、その要件を満たさない場合であっても、訴えが提起された地で後見手続を行うことが未成年者の最善の利益に適うと裁判所が判断したときは、当該裁判所が事件を移送せずに審理することができる。

7 中国

行為無能力者と制限行為能力者の認定については、本人の住所地の人民法院が管轄権を有することとされる（中国民事訴訟法第170条）。

8 韓国

(1) 限定治産又は禁治産

法院は、大韓民国に常居所又は居所を有する外国人に対し、大韓民国法によって限定治産（我が国の保佐に相当する。）又は禁治産（我が国の成年後見に相当する。）の宣告をすることができる（韓国国際私法第14条）。

(注) 韓国には、我が国の補助に相当する制度はない。

(2) 後見

国際裁判管轄を正面から規律した規定はない。

(注) 準拠法については、①被後見人の本国法によることを原則とし、②韓国に常居所又は居所がある外国人に対する後見は、次のいずれかに該当する場合に限って、韓国法によることとされている（韓国国際司法第48条）。

- (i) その本国法によれば後見開始の原因があってもその後見事務を行う者がいないか、後見事務を行う者がいても後見事務を行うことができない場合
- (ii) 韓国において準禁治産又は禁治産を宣告した場合
- (iii) その他被後見人を保護しなければならない緊急の必要がある場合